

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 山地・伊藤

(電話) 06-6949-6439

令和6年3月19日

水間鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

水間鉄道株式会社より令和6年2月9日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和6年3月19日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。なお、今回の認可では、令和11年3月31日までの期限を設け、運賃改定後の令和6年度から3年間（令和8年度まで）の総収入と総括原価の実績を確認することとします。

1. 申請者

申請者名：水間鉄道株式会社

代表者：代表取締役 藤本 昌信

所在地：大阪府貝塚市近木町2番2号

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

水間線（貝塚 — 水間観音）5.5km

3. 申請の概要

（申請理由）

- モータリゼーションの進展、貝塚市の人口減少、少子高齢化の進行、コロナ禍における生活様式の変化等により鉄道利用者は減少している。
- 営業収支は令和2～4年度の3期連続の営業赤字を計上し、今後もコロナ禍以前の水準までの回復は見込めない。
- 一方で、老朽化した施設等の安全投資は引き続きコロナ禍以前と同水準以上に実施していく必要がある。
- 以上から、現在も実施している費用削減における取組等を継続することを前提に、健全な鉄道事業運営を行うために運賃改定を実施するもの。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

○普通旅客運賃（大人）

キロ程	現行運賃	申請運賃
1.5km まで	180 円	200 円
1.5km 超 3.0km まで	220 円	250 円
3.0km 超 4.5km まで	270 円	300 円
4.5km 超 5.5km まで	300 円	330 円

・平均改定率：11.47%

○通勤定期旅客運賃（大人・1か月）

キロ程	現行	申請
1.5km まで	円 6,760	円 7,800
1.5km 超 3.0km まで	8,370	9,750
3.0km 超 4.5km まで	9,990	11,700
4.5km 超 5.5km まで	10,800	12,870

・平均割引率：38.505%（現）→35.000%（申）

・平均改定率：17.04%

○通学定期旅客運賃（大人・1か月）

キロ程	現行	申請
1.5km まで	円 3,970	円 4,800
1.5km 超 3.0km まで	4,930	6,000
3.0km 超 4.5km まで	5,880	7,200
4.5km 超 5.5km まで	6,370	7,920

・平均割引率：64.085%（現）→59.998%（申）

・平均改定率：22.35%

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額（10円未満の端数は切上げ）

② 収入原価総括表

（単位：千円、%）

	2022（令和4）年度	2024～2026（令和6～8）年度推定	
	実績	現行	申請
収入	264,477	842,928	960,693
原価	293,162	960,238	960,238
配当所要額	660	34,665	34,665
差引損益	▲29,345	▲151,975	▲34,210
収支率	90.0	84.7	96.6

4. 改定実施予定日：令和6年4月1日

〈参考〉

○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条

- 1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3～5 （略）

配付先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ